

# 美しい景観と潤いのあるまちづくりに向けて

## 1. 目的、趣旨

高山市の美しい景観と潤いのあるまちづくりは、これまで長い時間をかけて、地域に関わるひとりひとりの、景観や町並みを守り育むという意識とたゆまぬ努力により守られてきたものです。建築物や屋外広告物のデザイン等は、個人だけのものではなく、歴史ある町並みや建造物、豊かな自然環境、農山村の自然と人の営みが一体となった風景を構成する重要な要素として配慮が求められます。

高山ならではの景観と、その美しい景観を背景とした伝統文化を次代へ守り伝え、50年後、100年後を見据えた景観まちづくりを市民や事業者等の皆様と共に推進するため、景観法に基づく「景観計画」を策定しています。

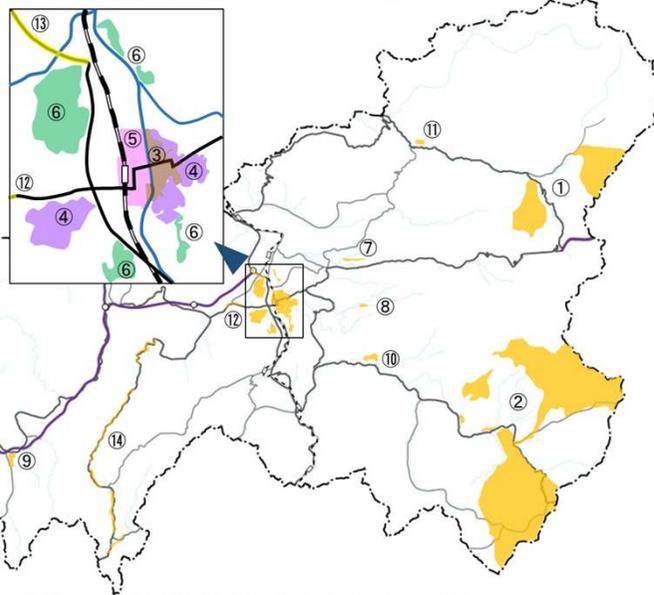


## 2. 区域

日本一の市域を持つ高山市には、四季折々の変化に富んだ美しい自然や伝統文化、歴史ある町並みなど、様々な地域資源があります。このため、景観計画では、市内全域を景観計画の区域としています。その中でも、地域住民が自ら景観づくりに取り組んでいる区域、良好な景観づくりを進める必要がある区域等を、「景観重点区域」として指定しています。

### 【景観重点区域】

景観区分	名称
自然景観	①奥飛騨温泉郷景観重点区域
	②高根景観重点区域
市街地景観	③城下町景観重点区域
	④風致地区景観重点区域
	⑤中心商業景観重点区域
	⑥里山景観重点区域
	⑦丹生川町北方法力景観重点区域
	⑧滝町根方景観重点区域
農山村景観	⑨荘川町一色惣則景観重点区域
	⑩朝日町立岩景観重点区域
	⑪上宝町長倉景観重点区域
	⑫新宮町国道158号景観重点区域
街道景観	⑬高山国府バイパス景観重点区域
	⑭清見せせらぎ街道景観重点区域



## 4. 景観形成基準

市内全域の基準のほか、景観重点区域それぞれに、建築物の色彩や形態意匠、高さ、屋外広告物等について基準を決めています。以下に基準の例を示します。区域によって基準は異なるため、建築等を行う際は、計画の内容を確認してください。なお、けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩とすること、周辺の景観と調和した形態意匠とすることは、市内全域で適用される基準です。



城下町景観重点区域他では自動販売機の色は茶系統とし、派手な装飾をしない

伝統的建造物群保存地区ではのぼり旗は設置しない

### ■城下町景観重点区域の景観形成基準の例（一部）

#### 【建築物】

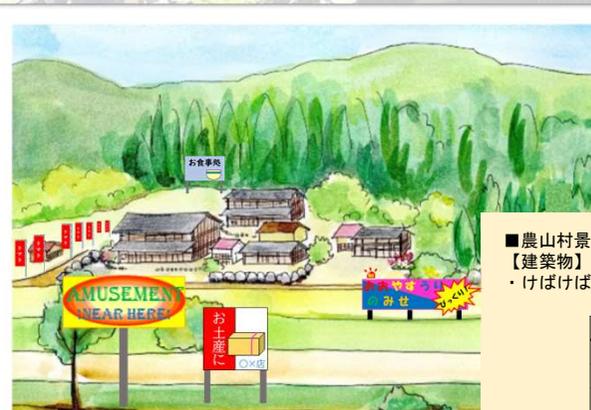
- ・けばけばしい色彩とせず、茶系統で落ち着いた色彩とする。  
(マンセル値における基準値)

色相	明度	彩度
無彩色(N)	2以上9以下	—
5~10R	2以上8以下	3以下
YR	2以上8以下	4以下
Y	2以上8以下	6以下

- ・原則として屋根の色彩は灰色または黒色系統
- ・和風調、勾配屋根、軒の出・庇等があるもの
- ・室外機等の建築設備は、格子で囲うなど目立たないものとする  
等

#### 【屋外広告物】

- ・地色には原色を使用しない
- ・文字色は2色以内とする
- ・原則として木製とする。
- ・電光掲示板は設置しない。等



無計画な屋外広告物により農山村景観が乱れた例

### ■農山村景観の重点区域の景観形成基準の例（一部）

#### 【建築物】

- ・けばけばしい色彩とせず、茶系統で落ち着いた色彩とする。  
(マンセル値における基準値)

色相	明度	彩度
無彩色(N)	2以上9以下	—
5~10R	2以上8以下	3以下
YR	2以上8以下	4以下
Y	2以上8以下	6以下

- ・地域の優れた景観に配慮した形態とする。
- ・コンクリート、金属等の物量感を感じさせないものとする。  
等

#### 【屋外広告物】

- ・地色には原色を使用しない。
- ・地色も含め色彩は3色以内とする。
- ・建築物との統一感に配慮した形態とする。
- ・防犯、緊急、非常などを表示する回転灯や駐車場出口の回転灯を除き、電飾等が点滅する広告や映像広告は設置しない。  
等

## 3. 高さの基準

景観計画では、住環境の保護や都市景観（眺望景観等）の保全のため、高さの最高限度の基準を定めています。

背景に高い建物があるかないかで、眺望景観が変わります

現在の陣屋

陣屋の背景が乱れた場合



### 景観計画における高さの最高限度の基準

地域	全域（下記以外）	
	高山地域	・ 22m
	城下町景観重点区域	・ 8m又は10m
	風致地区景観重点区域	・ 22m ・ 陣屋周辺区域 13m又は19m ・ 高山駅周辺地区 31m
	中心商業景観重点区域	・ 10m
	里山景観重点区域	・ 22m
奥飛騨温泉郷地域	下記以外	・ 22m
	奥飛騨温泉郷景観重点区域	・ 16m
上記以外	・ 16m	

※上記の他、北方法力・一色惣則・立岩・長倉景観重点区域は13m、滝町根方景観重点区域は10m（景観形成基準）

## 5. 届出

土地区画形質の変更や建築等、建築物の色彩変更等や工作物の設置等を行おうとする場合は、行為の内容に応じて「高山市美しい景観と潤いのあるまちづくり条例」に基づき、計画が容易に変更できる時期に届出の手続きが必要です。一つ一つの行為が将来の地域の景観に関わるため、手続きの要・不要や、どの手続きに該当するかといったことについては、自己判断せずにご相談ください。

次の行為を行いますか

- (1) 土地区画形質の変更等<sup>※1</sup>で面積3,000㎡以上
- (2) 建築等<sup>※2</sup>で延床面積1,000㎡以上
- (3) 土砂、砂利の採取・排出で面積3,000㎡以上
- (4) 太陽光発電設備等の設置で設置土地面積3,000㎡以上

はい

大規模開発事業の構想の届出

いいえ

景観重点区域ですか

はい

次の行為を行いますか

- (1) 建築等で延床面積10㎡超
- (2) 高さ3m超の建築物の新築、増築、改築
- (3) 土地区画形質の変更等で面積200㎡超、又は高さ1.5m超の法面
- (4) 土砂、砂利の採取・排出で面積200㎡超
- (5) 高さ1.5m超の工作物の設置等<sup>※3</sup>
- (6) 延床面積20㎡超の建築物の色彩変更等<sup>※4</sup>
- (7) 水面の埋立・干拓で面積200㎡超
- (8) 木竹の伐採（除外される行為あり）
- (9) 屋外での物品の集積・貯蔵で面積100㎡超、又は高さ1.5m超
- (10) 太陽光発電設備等の設置（要件有）

はい

景観重点区域内の行為の届出

いいえ

届出不要

いいえ

次の行為を行いますか

- (1) 集客施設の建築等で延床面積300㎡未満
- (2) 高さ10m以上の建築物の新築、増築、改築
- (3) 延床面積300㎡以上の建築物の色彩変更等
- (4) 高さが10m以上の工作物の設置等
- (5) 屋外での物品の集積・貯蔵で面積100㎡以上
- (6) 太陽光発電設備等の設置で設置土地面積500㎡未満

はい

小規模開発事業の届出

- (1) 土地区画形質の変更等で面積500㎡以上
- (2) 建築等で延床面積300㎡以上
- (3) 土砂、砂利の採取・排出で面積500㎡以上
- (4) 太陽光発電設備等の設置で設置土地面積500㎡以上

はい

中規模開発事業の届出  
(実施計画の届出)

※1土地区画形質の変更等…土地の区画形質の変更・現状の土地利用の著しい変更

※2建築等…建築物の新築、増築、改築、移転、用途変更

※3工作物の設置等…工作物の新設、増設、改造、外観の過半にわたる修繕・模様替え

※4建築物の色彩変更等…外観の過半にわたる色彩変更、修繕・模様替え

注意事項

- 「三町伝統的建造物群保存地区」と「下二之町大新町伝統的建造物群保存地区」の2つの伝統的建造物群保存地区を指定しています。当該地区では、上記届出の他に、文化財関係の手続きが必要になる場合がありますので、ご注意ください。
- 市街地景観保存区域を指定しています。当該地区では、上記届出の他に、条例により必要な手続きが定められています。
- 本町2丁目地区は、まちづくり協定が締結されているため、上記以外の行為でも届出が必要な場合があります。
- その他、風致地区、地区計画についても手続きが必要ながありますので、詳しくはお問い合わせください。
- 屋外広告物は、屋外広告物条例に基づく手続きの中で、景観計画への適合性を確認します。

## 6. 関連する取り組み

### ■ 景観重要建造物

地域の歴史・文化などからみて優れた外観を有する建造物16件を、景観重要建造物として指定しています。



旧村田邸(村半)



山桜神社火の見櫓



雨音

### ■ 助成制度

板塀や生け垣をつくる際の助成制度を設けています。制度それぞれに補助対象区域や要件があります。また、工事等に着手する「前」に手続きが必要です。

- ・ 景観形成事業（塀等設置）補助金
- ・ 緑化推進事業（生け垣設置）補助金
- ・ 高山の景観にふさわしい看板補助金
- ・ 景観重要建造物修景事業補助金
- ・ 市街地景観保存区域建造物修景事業補助金
- ・ 高山市伝統的木工技術等継承事業補助金



### ■ 無電柱化の取り組み

三町伝統的建造物群保存地区と下二之町大新町伝統的建造物群保存地区内等の無電柱化を進めています。



三町伝統的建造物群保存地区内



下二之町大新町伝統的建造物群保存地区内



### ■ 歴史的風致維持向上計画

歴まち法に基づく歴史的風致維持向上計画を策定し、平成21年1月に国の認定を受けました。現在第2期計画に基づき、歴まちづくりに取り組んでいます。



飛騨高山にぎわい交流館「大政」と行神橋



高山祭

### ■ 景観デザイン賞

昭和57年から、市の恵まれた自然と伝統的な町並みなどと調和し、美しい景観と潤いのあるまちづくりに寄与する優秀な建造物等を表彰し、市にふさわしい景観の形成を促進しています。

